

特別養護老人ホームの整備の取扱いについて

1 居室の形態について

個室ユニット型を原則とする。

ただし、入所者へのサービス提供上必要が認められる場合であって、改築する施設全体で個室ユニット型の部分が一定数（概ね70%）以上（※）になるときは、一部多床室（4人以下）の整備も事前協議の対象とする。

※ 基本的に1ユニットは10人であること等から、具体的な基準については、施設全体の定員数を踏まえて個々に判断。

2 補助について

1のただし書きにより改築が事前協議の対象となる場合であっても、多床室部分については県補助金の交付対象としない。